

奈良県告示第八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成二十四年五月十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 施行者の名称

奈良市

二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業三・四・四号奈良橿原線

三 事業施行期間

平成二十四年五月十八日から平成二十七年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

奈良市三条本町地内

2 使用の部分

なし